

由者其半五年五田二年才五田 三年才五田
 三年三十田其以上二年毎三田但半期毎
 二支給スルコト

高現役兵予備兵等其ノ 従業員ノ解雇
 也カレト
 (七) 七條ノ上ノ本考合ニテ支給スルコト
 (八) 本學費金ヲ支給スルコト
 (九) 此ノ問題ニ對シテ新制度ヲ出サレト
 (十) 同題ニ對シテ維持ニ係指者ヲ出サレト

ニテ
 (一) 最近賃金ニ五田支給スルコト
 (二) 現在給付即將ニ別位上ニシテ
 (三) 既述後業員ト同一ノ退社手当及解雇手
 当ヲ支給スルコト
 (四) 將同外ノ労働ハ一將同ニ付七才支給スル事
 (五) 湯銭ヲ支給スルコト
 (六) 一月間勤勞勲勞ノ際ハ三田ノ手當ヲ支給
 スルコト
 (七) 同題ナラシ新制度ヲ出サレト
 (八) 同題ニ對シテ維持ニ係指者ヲ出サレト

三 関東高等労働組合ニ加入スルモノ或ハ将来之ニ加入者生レバ場合ニハ改川労働會
 員ハ自治的精神ニ基キ自發的ニ之レヲ退社セシムルコト
 但シ会社ニ於テ手當後退社ノ必要ヲトリニ場合ニモ絕對ニ異議ヲ申立テカレト
 古リ要条件ニ承認スルニ若テハ今回ノ紛議ニハキ維持者ヲ出サレ

兼認ニ相シ
 在御年人ノ召集ニ際シテハ初生公
 認ム
 代表者ノ車馬賃ノ実費ヲ認ム
 不仕要ト認ム
 別項ニシル

全二十田也シ認ム
 認ム
 八將同以上ノ労働ハ一將同ニ付全五才也ヲ支給ス
 入浴費ハ会社ニテ負担ス
 全二月也ヲ認ム
 不仕要ト認ム
 別項ノ通

小川 登
 天田宗郎
 渡辺孝一
 小沢寿一
 安化 焯
 加藤元久
 藤崎重前
 金松 守

昭和五年二月十七日

株式会社改川牛乳商店
 従業員代表

調停者

嘆 願 書

一 森人事課長ノ退社サレルコト
 二 既述賃金三田ノ支給スルコト
 三 三月間見習期間停止
 四 従業員ヲ採用スル際後業員モ考知サレ
 ルコト
 五 後業員解雇ノ際ハ労働會委員ニ承認セバ
 六 労働會ヲ認ムルコト
 七 大坂君ノ職首ヲ取消スルコト
 八 妻帯者ニ對シテ月給十五田支給スルコト
 九 公休日二日判定但シラコト後業員又
 全權ノコト
 十 但シ傷病ノ場合ハ公休ニ採入ナシコト
 十一 夜勤ハ独三日ヲ以テ基準トスルコト
 十二 見習代撤廢上稱ハ全額ノ如何ヲ月ハ
 十三 湯銭ヲ支給スルコト

西村 肇
 西村 肇
 西村 肇

拒絶
 三十田
 一ヶ月間ノ見習
 不可
 拒絶
 改川ノ分ヲ認ム
 認ム
 拒絶
 公傷ハ認ム
 認ム
 後前通
 認ム